平成２３年（フ）第１１８１号
名古屋市中区栄１丁目18番１号
破産者　株式会社グラフィックスブレーンズ
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第８６号
京都府京丹後市網野町網野563番地の１
破産者　有限会社堀江葬祭
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部
平成２２年（フ）第９４４号
川崎市幸区河原町１番地13―603号
破産者　株式会社菅芳運輸
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２３年（フ）第２３６号
川崎市麻生区下麻生２丁目42番20号
破産者　タキタ精工株式会社
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第１３５号
山口市中央４丁目６番６号
破産者　有限会社清水温泉
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１０号
高知県高岡郡四万十町金上野1345番地１
破産者　有限会社大川屋食品
１　決定年月日　平成23年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲464番地１
破産者　髙橋美津子
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部
平成２３年（フ）第５１２号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目９番９号　メゾン鶴舞３Ｂ号
破産者　野中　良介
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２３３号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―604号
破産者　佐藤　　萌
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第４８４号
札幌市白石区北郷４条11丁目21番26号　ビューハイツ102号、開始決定時の住所札幌市白石区北郷１条14丁目３番１号　ルミエールベルホワイト202号
破産者　太田　俊之
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第４８９号
北海道恵庭市牧場368番地の34
破産者　佐々木優文
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１００１号
北海道千歳市本町５丁目1502番地の13
破産者　塩谷　圭一
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１２８１号
札幌市豊平区西岡５条14丁目19番10号　コーポよしだＡ―102号
破産者　米川　　等
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第３５７号
茨城県稲敷郡阿見町大字追原970番地２
破産者　小松澤茂樹
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２２年（フ）第４８４号
茨城県つくば市手子生1020番地２
破産者　石山　久一
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２２年（フ）第４８５号
茨城県つくば市手子生1020番地２
破産者　石山　富子
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２２年（フ）第４７６号
静岡県沼津市大岡3368番地の10　プリンスガーデン沼津313号室
破産者　野露　克也
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第６８４号
愛知県東海市高横須賀町新田59番地の１　カーサ長山101号
破産者　中出　淳一
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第９３１号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目702番地　鳴海太子ハイツ402号
破産者　ＴＥＡ　ＲＯＯＭ　Ｌａ　ｖｉｅ　ｅｎ　ｒｏｓｅこと　源長　賢一
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第９８１号
東京都八王子市上野町18番地18　エルスタンザ八王子南205号、申立時の住所名古屋市西区那古野１丁目10番16号　ＭＴなごの1001―607号
破産者　旬彩川流こと　川邊　正弘
１　決定年月日　平成23年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部